

こんにちは！

印西市議会議員

ますだようこです

〒270-1347 印西市内野 2-1-6-202 Tel&Fax 46-6809  
URL : http://homepage3.nifty.com/kenclever/index.htm



議会報告 No. 8 / 平成 17 年 9 月定例議会 / H17.11.13

## 9月議会の主な議案

沿道や公園の木々にも紅葉がはじまり、もう今年もあと一ヵ月あまりと、せわしない気分させられるこの頃ですが、皆さまはいかがお過ごしでしょうか。

さて、9月定例議会は9月8日から始まり、10月14日に閉会しました。議案のメインはなんといっても16年度決算の認定ですが、学童保育を公営化する議案が提出され、強く反対する議員も多かったです。一部では「学童議会」などとも言われていたようです。

提出された議案は以下のとおりです。私は全議案に賛成し、すべて可決されました。

### ①条例の制定 2件

- ・子育て支援センターの設置管理条例
- ・学童クラブの設置管理条例

### ②条例の一部改正 5件

- ・市民活動支援センター設置管理条例
- ・青年館の設置管理条例
- ・コミュニティセンターの設置管理条例 など

### ③補正予算 4件

- ・一般会計と老人保健、水道、介護保険の特別会計

### ④決算認定 6件

- ・一般会計と国民健康保険、老人保健、介護保険、水道、下水道の特別会計

### ⑤人事の同意 2件

- ・固定資産評価審査委員（再任）
- ・教育委員（新任）

### ⑥発議案（意見書の送付） 1件

- ・高花郵便局前交差点の信号機設置の意見書

## 最近よく聞く「指定管理者」

個人的には、決算議会でも学童議会でもなく「指定管理者議会」だったなと思います。決算と補正予算以外は、学童の議案も含めて、ほとんど「指定管理者」制度へ対応するための議案でした。

「指定管理者」という言葉を、「近頃よく聞くな〜」と思われている方もあるかもしれません。一昨年の地方自治法の改正で新たにできた制度で、改正前は、公共的団体（例えば社会福祉協議会、シルバー人材センター、町内会自治会など）と市が半分以上出資している団体（印西市では該当なし）しか、「公（おおやけ）の施設」の「管理委託」を受託できないことになっていたものを、一般の民間会社や団体（NPOなど）にも門戸を広げた制度です。

国の言う制度導入の目的は、「民間の能力を活用して住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る」ということになっていますが、本音としては、これから団塊の世代の職員が、毎年大量に退職していくので、アウトソーシングを進めて人件費を抑制しようという考えがあります（サービス向上よりも経費節減かな？）。

\* \* \*

新設の施設の管理を民間委託する

場合は必ず「指定管理者」を適用しなくてはならず、現在すでに「管理委託」されている施設は、18年8月末までに、指定管理者にするか直営（公営）にするか選択し直さなくてはなりません。来年度に期限を迎える施設をいま一気に条例改正して、「指定管理者仕様」にしたわけです。

印西市では、すでに新設の施設として「高齢者就労支援センター」と「障がい児学童保育事業所」が指定管理者で設置されており、これから期限を迎えるものに、市民活動支援センター、コミュニティセンター4館、青年館17館、地域福祉センター、福祉作業所、児童遊園4箇所があります。今回は、そのうち②にあげた3施設の条例改正でした。

## 「委託」と「指定」はどう違う？

では、これまでの「管理委託」とこれからの「指定管理」では内容的にどう違ってくるのでしょうか。質疑を聞いた限りでは、これまでと「管理業務の範囲」（＝やってもらう仕事の内容）に大きな変更はなく、実質的な違いはないようです。しかし、委託と指定は、法的にはまったく違います。

まず、「委託」は契約ですが、「指定」は行政処分です。市が契約先を選ぶときは、一般競争入札が「原則」です。しかし、指定は契約ではないので、価格という明快な選定基準がありません。また、曲りなりにも契約には「透明性」が確保されるよう努力をしなければなりません。あるいは、市長や議員が市と請負契約を結んではいけないという「兼業禁止」の規定が自治法にあります。これにもひっかかりません。

\* \* \*

以前に視察した岐阜県多治見市では、指定を契約とみなして申請者を制限する規定を条例で定めていました。県内でも、我孫子市や佐倉市など兼業禁止を条例で規定しているところがある一方で、

## 市政学習会を開いています

市の事業の進め方などに、「こうしたらいいのに！」という思いをもつことはありませんか？ 毎月1回、市民の皆さんとともに、財政や行政の仕組みを理解して、印西市の現状を分析していく学習会を開いています。

参加費は無料です。興味のある方はぜひお気軽にのぞいてみてください。次回は、以下の日程です。

**12月11日（日）14:00～16:00**  
**中央駅前センター 第1会議室**

市川市では「指定は契約ではない」という忠実な法解釈を貫き、別のやり方（選定過程の公開）で透明性を確保するという方針のところもあります。

印西市は今のところ、条例ではなく「指針」で対応しています。それによると、指定は請負契約ではないという記述がさりげなく見られます。

指定という行為に、印西市がどういうフレーム設計をしたのか、「通則」の部分は何らかの形で市民に公表し、透明性を高めていく努力が必要だと思います。地方分権で市の裁量部分が広がっていて、その市その市の力量が試される部分です。

## そもそも「公の施設」って何？

次に、指定管理者の対象になっている「公の施設」とは、どんな施設を指すのでしょうか。

地方自治法では、市が市民の福祉増進のために造った施設で、「住民の利用に供するための施設」ということになっています。小中学校、上下水道、道路など個別の法をもつものを除いて、その「設置と管理」については条例で定めなければならないと規定されています。市役所の庁舎は、事務執行のための施設で、図書館などのように一般の住民の利用を目的とした施設ではないので、「公の施設」ではありません。

議案の①にあるように、今議会で改めて学童クラブが「公の施設」として条例で制定されました。でも、これまで学童保育の実態がなかったわけではありません。建物は公費で建設されていても、

## 会派 市民自治ネットワーク 議会報告会 のお知らせ

日 時 / 11月20日（日）14:00～

場 所 / 中央駅前センター2F（第1会議室）

連絡先 / **ぐんじとしのり** \* 西の原 2-3-6-104 (45-8362)

**ますだようこ** \* 内野 2-1-6-202 (46-6809)

法規上は学童は「公の施設」ではなかったのです。理由はおそらく、両親共働きという、ひと昔前ではレアケースな家庭のための特別な施設であり、「一般の」住民の利用のためのものではない、という認識であったからではないかと考えられます。つまり、これまで市にとっては、「一部の親が自主的にやっていることを手助けしている」という位

置づけだったのでしょう。

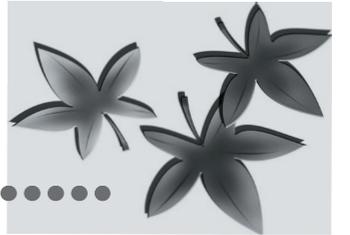
しかし、現在では、学童保育は、公が実施すべき事業として児童福祉法にもきちんと位置づけられています。いつまでも「もぐり」のような形ではなく、「一般の」住民が利用する公の施設として認め、市の事業として改めて位置づけようとした今回の条例制定は、学童が「公の施設」ではない

自治体がまだまだたくさんあるなかで、子育て支援に大きな意味をもつものだと思います。

まずは「公の施設」として認めてはじめて、その運営を公が行うのか民が行うのかという議論になります。公営化に反対する議員からは「公から民の時代になぜ公営化か」という意見が聞かれましたが、学童の現状は、そういう議論以前の状態

であったと思っています。

条例のないまま（つまり明確な管理の基準をもたないまま）10年以上も運営されてきた学童は、施設ごとに保育料も保育時間もバラバラでした。条例制定により平均化した基準を定着させるため、いったんは公営にするというやり方となりました。



## 「教育委員会の活性化と教育行政」をテーマに一般質問しました。

### ●権限の縮小が、教育委員会の「改革」か？

教育委員会は「行政委員会」といって、市長の権限から独立した組織です。政治の介入を排除するため戦後に導入された制度ですが、半世紀以上の変遷を経て、組織や仕組みが複雑化、形骸化して、市民からは非常に分かりづらくなっています。

「教育委員が名誉職化しており、事務局の提出する案を追認するだけで、実質的な意思決定を行っていない」「地域住民との接点がなく、住民から遠い存在となっている」など、教育委員会のあり方について、国の審議会でも、数々の問題点が指摘されています。

埼玉県志木市が、教育委員会の設置を「選択性」にするという特区申請をしたり、島根県出雲市、愛知県高浜市などでは、社会教育部門を教育委員会から市長部局に移し、教育委員会の権限を縮小する「改革」が各地で進行中です。

印西市教育委員会では、自らのあり方についてどのような議論がされ、市民の声をどのように政策づくりに反映させているのでしょうか。教育委員会の定例会議を何度か傍聴しましたが、あまり活発な議論がされているようには感じられませんでした。

自分たちが決めた施策を、間違いなく教育長が執行しているかどうか監視し、事務局の執行体制を評価する立場にあります。教育界の議会ということにな

るのでしょうが、分からないのは教育長さんの立場です。教育委員の一人であり、事務局のトップであり、「議員であり執行部であり」というところでしょうか。

私の質問&意見	教育委員会委員長、教育長の回答
① 中央教育審議会の報告などにてらし、印西市教育委員会の現状について、教育委員会委員長としてどのような感想を持っているか。	① これからの議論を見守りつつ、これまで以上に日々の活動を通じ、住民の意向を把握し、地域ニーズをより敏感に教育行政に反映できるよう、努めていきたい。
② 教育委員会と教育長、教育委員会と市長との関係は、どのようにあるべきと考えているか。また、現状をどのように評価しているか。	② 教育委員会は合議制の趣旨にのっとり、公正・中立な意思決定をし、それを教育長が具体的に指示・命令する。教育委員会と市長との関係は、共通理解がもてるよう、密接な連携を図っていきたいと考える。
③ 毎月の定例会のほかに、「委員協議会」という制度があるが、開催実績はあるか。また、協議会の会議録は公開されているか。	③ 委員協議会は正式に招集した実績はなく、会議録はない。しかし、毎年度、教育施策策定の意見交換会や、教科書採択の勉強会などを必要に応じ実施している。
④ 今後の印西市の教育行政の一番の課題はなんだと考えるか。また、その解決に向けて、教育委員会としてどのように取り組んでいくか。	④ 教育委員会のもっとも重要な使命は「学校教育の充実」だ。「印西市で教育を受けてよかった」と後々に思ってもらえるような教育を実施していくことが郷土愛を育むことにもつながると認識している。

私の質問&意見	教育委員会委員長、教育長の回答
① 教育委員会が「意思決定」し、教育長が「執行」すると言われても、結局、最終責任は決定したところにあるのか、執行したところにあるのか、市民には分からない。もっと分かりやすく明確にしてほしい。	① 委員会は基本方針を決定し、教育長が決定に従って事業を執行すると現行法で規定されている。その役割分担に応じ責任を明確にして業務を遂行している。
② 他市で女子児童への虐待・わいせつ事件を起こし係争中の教師の前任校は、印西市内の小学校だった。当時、指導に問題のある教師だという保護者の訴えがあったはずだが、教育委員さんたちは事務局から報告を受けていたか。また、問題がある教師には、きちんと人事上の対応をする必要があるが、教育委員会として、人事関係書類をみることはあるのか。	② 不祥事の調査体制については、現行法では校長が監督権を有しており、報告は校長から教育長になされる。教育委員会としては、指導主事に常時学校訪問を徹底させ、教職員の状況は十分把握できているものと思うが、過去5年間、私自身（教育委員会委員長）は不祥事の報告を一度も受けていない。
③ 地方教育行政法の13年改正で、会議が原則公開となったが、印西市では、法改正以前よりも非公開部分が増えて「後退」している。また、委員協議会ではなく非公開の勉強会や検討会で議論されていても、市民には分からない。情報公開についてどう考えているのか。	③ 非公開事項は県教委と同様に定めている。また、これまで委員協議会は開催実績がないが、大きな方針を決定する場合の協議の場として、先進自治体の状況を調査し、地域に開かれた会議ができるように検討していきたい。

### ●教育委員会の存在意義は何か、改めて問い直して

権限を縮小されながらも、教育委員会はこれからも絶対に必要な組織と、中央教育審議会は言い切っています。それは、「レイマンコントロール」という点に期待があるからだとしています。

レイマンとは、「門外漢」「素人」という意味で、「学校の先生」という専門家ばかりの世界で偏りが生じることがないように、専門外の人の意見でコントロ

ールしていこうという考え方です。

教育委員会委員長は、5年間一度も教育現場の不祥事について教育長から報告を受けていないということでしたが、これからはそんなことがないよう、人事の部分にこそ、レイマンコントロールをきちんと働かせ、自らを活性化して行ってほしいと思います。子どもたちのために。

### ●教育委員会の組織はよく分らん！

印西市には（市長が任命し、議会が同意した）5人の教育委員さんがいて、合議で教育施策を決定しています。5人の中の1人が「互選」で教育長とな

り、本来、教育委員会がもっている執行権を代理して、120人以上いる教育委員会事務局（行政職の職員や教育職の指導主事）を指揮しています。教育委員会は、

**次回、12月定例議会は、12月2日～22日の予定です。**